

別表第2 幼稚園（教育標準時間認定）

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	基本分単価 ⑤		処遇改善等加算（区分1及び区分2） ⑥				副園長・教頭配置加算 ⑦					
				(注1)	(注1)	(注1)	(a)	(b)	(c)	(注1)	(a)	(b)			
10/100 地域	15人 まで	1号	4歳以上 児	125,720	(134,930)	+	1,230	(1,320)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.2(c))	(2.2(c))	+	5,550	+	50 × (加算率(a) + 加算率(b))
			3歳児	134,930		+	1,320		×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.2(c))					
	16人 から 20人 まで	1号	4歳以上 児	95,450	(104,660)	+	930	(1,020)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.2(c))	(2.2(c))	+	4,160	+	40 × (加算率(a) + 加算率(b))
			3歳児	104,660		+	1,020		×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.2(c))					
	21人 から 25人 まで	1号	4歳以上 児	77,290	(86,500)	+	750	(840)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.2(c))	(2.2(c))	+	3,330	+	30 × (加算率(a) + 加算率(b))
			3歳児	86,500		+	840		×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.2(c))					
	26人 から 30人 まで	1号	4歳以上 児	65,190	(74,400)	+	630	(720)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.2(c))	(2.2(c))	+	2,770	+	20 × (加算率(a) + 加算率(b))
			3歳児	74,400		+	720		×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.2(c))					
	31人 から 35人 まで	1号	4歳以上 児	72,290	(81,500)	+	700	(790)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 1.7(c))	(1.8(c))	+	2,370	+	20 × (加算率(a) + 加算率(b))
			3歳児	81,500		+	790		×	(加算率(a) + 加算率(b) + 1.8(c))					
	36人 から 40人 まで	1号	4歳以上 児	63,950	(73,160)	+	610	(710)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.2(c))	(2.2(c))	+	2,080	+	20 × (加算率(a) + 加算率(b))
			3歳児	73,160		+	710		×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.2(c))					
	41人 から 45人 まで	1号	4歳以上 児	57,360	(66,570)	+	550	(640)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.2(c))	(2.2(c))	+	1,850	+	10 × (加算率(a) + 加算率(b))
			3歳児	66,570		+	640		×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.2(c))					
	46人 から 50人 まで	1号	4歳以上 児	55,730	(64,940)	+	530	(620)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.2(c))	(2.2(c))	+	1,660	+	10 × (加算率(a) + 加算率(b))
			3歳児	64,940		+	620		×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.2(c))					
	51人 から 55人 まで	1号	4歳以上 児	54,500	(63,710)	+	520	(610)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.2(c))	(2.2(c))	+	1,510	+	10 × (加算率(a) + 加算率(b))
			3歳児	63,710		+	610		×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.2(c))					
	56人 から 60人 まで	1号	4歳以上 児	53,380	(62,590)	+	510	(600)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.2(c))	(2.2(c))	+	1,380	+	10 × (加算率(a) + 加算率(b))
			3歳児	62,590		+	600		×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.2(c))					
61人 から 75人 まで	1号	4歳以上 児	47,350	(56,560)	+	450	(540)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.2(c))	(2.2(c))	+	1,110	+	10 × (加算率(a) + 加算率(b))	
		3歳児	56,560		+	540		×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.2(c))						
76人 から 90人 まで	1号	4歳以上 児	43,300	(52,510)	+	410	(500)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.1(c))	(2.2(c))	+	920	+	9 × (加算率(a) + 加算率(b))	
		3歳児	52,510		+	500		×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.2(c))						
91人 から 105人 まで	1号	4歳以上 児	40,400	(49,610)	+	380	(470)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.1(c))	(2.2(c))	+	790	+	7 × (加算率(a) + 加算率(b))	
		3歳児	49,610		+	470		×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.2(c))						
106人 から 120人 まで	1号	4歳以上 児	38,260	(47,470)	+	360	(450)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.1(c))	(2.2(c))	+	690	+	6 × (加算率(a) + 加算率(b))	
		3歳児	47,470		+	450		×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.2(c))						
121人 から 135人 まで	1号	4歳以上 児	36,570	(45,780)	+	340	(430)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.1(c))	(2.2(c))	+	610	+	6 × (加算率(a) + 加算率(b))	
		3歳児	45,780		+	430		×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.2(c))						
136人 から 150人 まで	1号	4歳以上 児	35,240	(44,450)	+	330	(420)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.1(c))	(2.2(c))	+	550	+	5 × (加算率(a) + 加算率(b))	
		3歳児	44,450		+	420		×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.2(c))						
151人 から 180人 まで	1号	4歳以上 児	33,220	(42,430)	+	310	(400)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.1(c))	(2.2(c))	+	460	+	4 × (加算率(a) + 加算率(b))	
		3歳児	42,430		+	400		×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.2(c))						
181人 から 210人 まで	1号	4歳以上 児	31,760	(40,970)	+	290	(380)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.1(c))	(2.2(c))	+	390	+	3 × (加算率(a) + 加算率(b))	
		3歳児	40,970		+	380		×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.2(c))						
211人 から 240人 まで	1号	4歳以上 児	30,690	(39,900)	+	280	(370)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.1(c))	(2.2(c))	+	340	+	3 × (加算率(a) + 加算率(b))	
		3歳児	39,900		+	370		×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.2(c))						
241人 から 270人 まで	1号	4歳以上 児	29,850	(39,060)	+	270	(370)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.1(c))	(2.2(c))	+	300	+	3 × (加算率(a) + 加算率(b))	
		3歳児	39,060		+	370		×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.2(c))						
271人 から 300人 まで	1号	4歳以上 児	29,180	(38,390)	+	270	(360)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.1(c))	(2.2(c))	+	270	+	2 × (加算率(a) + 加算率(b))	
		3歳児	38,390		+	360		×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.2(c))						
301人 以上	1号	4歳以上 児	26,960	(36,170)	+	240	(340)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.1(c))	(2.2(c))	+	250	+	2 × (加算率(a) + 加算率(b))	
		3歳児	36,170		+	340		×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.2(c))						

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	外部監査費 加算 ⑤	副食費徴収 免除加算 ※副食費の徴収が免除される 子どもの数に⑥加算 ⑥	年齢別配置基準を 下回る場合 ⑦			安全計画の策定等を していない場合 (注3) ⑧a	経営情報等の報告を 行っていない場合 (注3) ⑧b	定員を恒常的に 超過する場合 ⑧
						処遇改善等加算(区分1及び区分2) 加算率(注2) (a) (b) (c)					
10/100 地域	15人 まで	1号	4歳以上 児	27,330	+	255 × 各月の給食 実施日数	(36,860 + 360 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c)))	×人数	1,350	⑤×5/100	⑤～⑦b(除く。) ×別に定める調整率
			3歳児								
	16人 から 20人 まで	1号	4歳以上 児	20,750	+	255 × 各月の給食 実施日数	(27,650 + 270 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c)))	×人数			
			3歳児								
	21人 から 25人 まで	1号	4歳以上 児	16,800	+	255 × 各月の給食 実施日数	(22,120 + 220 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.3(c)))	×人数			
			3歳児								
	26人 から 30人 まで	1号	4歳以上 児	14,160	+	255 × 各月の給食 実施日数	(18,430 + 180 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c)))	×人数			
			3歳児								
	31人 から 35人 まで	1号	4歳以上 児	12,280	+	255 × 各月の給食 実施日数	(15,800 + 150 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c)))	×人数			
			3歳児								
	36人 から 40人 まで	1号	4歳以上 児	10,870	+	255 × 各月の給食 実施日数	(13,820 + 130 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.5(c)))	×人数			
			3歳児								
	41人 から 45人 まで	1号	4歳以上 児	9,770	+	255 × 各月の給食 実施日数	(12,280 + 120 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c)))	×人数			
			3歳児								
	46人 から 50人 まで	1号	4歳以上 児	8,860	+	255 × 各月の給食 実施日数	(11,060 + 110 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.3(c)))	×人数			
			3歳児								
	51人 から 55人 まで	1号	4歳以上 児	8,120	+	255 × 各月の給食 実施日数	(10,050 + 100 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.3(c)))	×人数			
			3歳児								
	56人 から 60人 まで	1号	4歳以上 児	7,500	+	255 × 各月の給食 実施日数	(9,210 + 90 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c)))	×人数			
			3歳児								
61人 から 75人 まで	1号	4歳以上 児	6,130	+	255 × 各月の給食 実施日数	(7,370 + 70 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c)))	×人数				
		3歳児									
76人 から 90人 まで	1号	4歳以上 児	5,220	+	255 × 各月の給食 実施日数	(6,140 + 60 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c)))	×人数				
		3歳児									
91人 から 105人 まで	1号	4歳以上 児	4,660	+	255 × 各月の給食 実施日数	(5,260 + 50 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c)))	×人数				
		3歳児									
106人 から 120人 まで	1号	4歳以上 児	4,250	+	255 × 各月の給食 実施日数	(4,600 + 40 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c)))	×人数				
		3歳児									
121人 から 135人 まで	1号	4歳以上 児	3,920	+	255 × 各月の給食 実施日数	(4,090 + 40 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c)))	×人数				
		3歳児									
136人 から 150人 まで	1号	4歳以上 児	3,660	+	255 × 各月の給食 実施日数	(3,680 + 30 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c)))	×人数				
		3歳児									
151人 から 180人 まで	1号	4歳以上 児	3,160	+	255 × 各月の給食 実施日数	(3,070 + 30 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c)))	×人数				
		3歳児									
181人 から 210人 まで	1号	4歳以上 児	2,810	+	255 × 各月の給食 実施日数	(2,630 + 20 × (加算率(a) + 加算率(b) + 3.1(c)))	×人数				
		3歳児									
211人 から 240人 まで	1号	4歳以上 児	2,540	+	255 × 各月の給食 実施日数	(2,300 + 20 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c)))	×人数				
		3歳児									
241人 から 270人 まで	1号	4歳以上 児	2,440	+	255 × 各月の給食 実施日数	(2,040 + 20 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c)))	×人数				
		3歳児									
271人 から 300人 まで	1号	4歳以上 児	2,360	+	255 × 各月の給食 実施日数	(1,840 + 10 × (加算率(a) + 加算率(b) + 4.3(c)))	×人数				
		3歳児									
301人 以上	1号	4歳以上 児	2,150	+	255 × 各月の給食 実施日数	(1,670 + 10 × (加算率(a) + 加算率(b) + 3.9(c)))	×人数				
		3歳児									

加算部分2

主幹教諭等専任加算	⑱	基本額 (124,660 + 1,240 × (加算率(a) + 加算率(b) + 7.5(c)))	処遇改善等加算(区分1及び区分2) ÷各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算		
子育て支援活動費加算	⑲	基本額 (4,050 + 40 × (加算率(a) + 加算率(b)))	処遇改善等加算(区分1及び区分2) ÷各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算		
療育支援加算	⑳	A	基本額 (39,530 + 390 × (加算率(a) + 加算率(b) + 9.0(c))) ÷各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A: 特別児童扶養手当支給対象児童受入施設(主幹教諭を専任化して療育支援等を行うもの) B: A以外の障害児受入施設(主幹教諭を専任化して療育支援等を行うもの) C: 特別児童扶養手当支給対象児童受入施設又は定員90人以上の障害児受入施設(専門職を雇用契約等により配置又は嘱託等して療育支援を行うもの) D: 障害児受入施設(専門職を雇用契約等により配置又は嘱託等して療育支援を行うもの) ※複数の区分に該当する場合、いずれかの区分のみ加算する。		
		B	基本額 (26,350 + 260 × (加算率(a) + 加算率(b) + 9.0(c))) ÷各月初日の利用子ども数			
		C	90時間以上 225,680 ÷各月初日の利用子ども数			
		D	60時間以上90時間未満 150,453 ÷各月初日の利用子ども数			
事務職員配置加算	㉑	基本額 (84,330 + 840 × (加算率(a) + 加算率(b) + 9.7(c)))	処遇改善等加算(区分1及び区分2) ÷各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算		
指導充実加配加算	㉒	基本額 (95,200 + 950 × (加算率(a) + 加算率(b) + 7.4(c)))	処遇改善等加算(区分1及び区分2) ÷各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算		
事務負担対応加配加算	㉓	基本額 (75,080 + 750 × (加算率(a) + 加算率(b) + 9.3(c)))	処遇改善等加算(区分1及び区分2) ÷各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算		
処遇改善等加算(区分3)	㉔	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ・処遇改善等加算(区分3)－① 51,790 × 人数A ・処遇改善等加算(区分3)－② 6,470 × 人数B		※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別途通知する。		
冷暖房費加算	㉕	1 級 地	2,020	4 級 地	1,400	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地～4級地: 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号、以下「寒冷地手当法」という。)別表に規定する1級地～4級地に該当する地域 激変緩和地域: 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(令和6年法律第72号、以下「改正法」という。)による改正前の寒冷地手当別表に規定する4級地に該当する地域であって、改正法による改正後の寒冷地手当に掲げる地域以外の地域 その他地域: 1級地～4級地及び激変緩和地域以外の地域
		2 級 地	1,790	激 変 緩 和 地 域	1,050	
		3 級 地	1,770	そ の 他 地 域	120	
施設関係者評価加算	㉖	A	323,610 ÷ 3月初日の利用子ども数			※以下の区分に応じて、3月初日の利用子どもの単価に加算 A: 公関係者の取組と組み合わせて施設関係者評価を実施する施設 B: それ以外の施設
		B	60,520 ÷ 3月初日の利用子ども数			
除雪費加算	㉗	6,620			※3月初日の利用子どもの単価に加算	
障灰除去費加算	㉘	171,160 ÷ 3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算	
施設機能強化推進費加算	㉙	200,000(限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算	
小学校接続加算	㉚	要件ⅰ・ⅱを満たす場合	21,820 ÷ 3月初日の利用子ども数			※1 3月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 要件ⅰ～ⅲについては、別途通知する。
		要件ⅰ～ⅲを満たす場合	327,820 ÷ 3月初日の利用子ども数			
栄養管理加算	㉛	A	基本額 (74,800 + 740 × (加算率(a) + 加算率(b) + 7.9(c))) ÷各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A: Bを除き栄養士又は管理栄養士(以下「栄養士等」という。)を雇用契約等により配置している施設 B: 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員(施設内の調理設備を使用して調理を行う給食実施加算の適用施設において雇用等される調理員を含む。)が栄養士等を業務している施設 C: A又はBを除き、栄養士等を嘱託等している施設		
		B	基本額 (50,000 + 500 × (加算率(a) + 加算率(b))) ÷各月初日の利用子ども数			
		C	基本額 10,000 ÷ 各月初日の利用子ども数			
第三者評価受審加算	㉜	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算	
保育ICT推進加算	㉝	300,000 ÷ 3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算	

(注1) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

(注2) 処遇改善等加算(区分1及び区分2)の加算率において、(a)は第1条第17号の基礎分における職員1人当たりの平均経験年数の区分に応じた割合、(b)は同条第18号の賃金改善分における職員1人当たりの平均経験年数に応じた割合、(c)は同条第18号の賃金改善分における別表第2又は別表第3に規定する割合をいう。

(注3) 令和8年度においては7月から加減調整する。

